

大和市教育委員会 1月定例会

日 時 平成 28 年 1 月 28 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 1 号) 大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する
条例について

日程第 2 (議案第 2 号) 大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 3 号) 大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する
規則について

日程第 4 (議案第 4 号) 平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 1 号

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 1 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成28年 月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例の制定
について（申出）

このことについて、別添のとおり市議会へ提出くださるよう、申し出します。



平成28年1月22日

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫 殿

大和市社会教育委員会
議長 濱田 勇



大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について (答申)
(対平成27年12月24日諮問)

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について適当と認めます。

以上

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例（案）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例（昭和53年大和市条例第30号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

○大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例

昭和53年12月22日条例第30号

改正

昭和56年12月25日条例第41号

昭和58年6月28日条例第18号

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第3条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市立視聴覚ライブラリー
- (2) 位置 大和市深見西一丁目2番17号

(事業)

第4条 大和市立視聴覚ライブラリーの事業は、次のとおりとする。

- (1) 視聴覚機材・教材の維持管理に関すること。
- (2) 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材・教材の貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚機材・教材の利用に係る解説資料等の作成及び配布に関すること。
- (4) 視聴覚機材・教材の利用に係る研修及び指導に関すること。
- (5) 映写会、展示会等の開催に関すること。
- (6) 視聴覚教育に係る機関、団体等との連絡調整に関すること。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第41号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第18号）

この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例の制定について

1. 背景

- ・昭和 53 年 12 月、「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興」を図ることを目的とし、大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を制定し、昭和 57 年 4 月より図書館内において業務を開始している。
- ・大和市立視聴覚ライブラリーでは、視聴覚教育支援や映画会開催のため、映像と音響に関する機材・教材の貸し出しと情報提供を行っている。
- ・しかしながら、近年のデジタル映像関連コンテンツ等の発展は目覚ましく、個人でも手軽に映像を活用できる社会状況となっている。
- ・また、市内の小中学校においてもタブレット端末、電子黒板等の最新の視聴覚的手段が教育に活用されるなど、独自の取り組みが行われていることもあり、小中学校による視聴覚ライブラリーの利用が無くなっている。
- ・このようなことから、大和市立視聴覚ライブラリー開設当初の設置目的は、達成された状況にあると考えられる。
- ・なお、現在の図書館については、平成 28 年 8 月末をもって閉館し、同年 11 月に大和駅東側第 4 地区公益施設へ移転する予定となっている。

2. 今後の方向性

- ・視聴覚ライブラリーで所蔵する視聴覚資料及び関連機器は新図書館へ所管換えし、一部業務は新図書館で継続する。

(1) 機能移転する業務

- ①視聴覚資料の館内視聴 (DVD、VHS、CD)
- ②視聴覚資料及び映写機器等の団体貸出し
(16 ミリフィルム・映写機、DVD、VHS、プロジェクター、スクリーン等)
- ③各種映画会の開催 (月例映画会、親子映画会)

(2) 機能移転せずに廃止する業務

- ①16 ミリ映写機操作技術認定講習会
- ②視聴覚設備の団体貸出し (スタジオ、ビデオ編集ブース、ホール)
- ③音響機器等の団体貸出し (PA 装置、マイク等)

3. 条例施行日について

施行日は平成 28 年 9 月 1 日とします。

4. 県内他市の状況

県内他市の視聴覚ライブラリーの廃止状況は次のとおり。

- ・逗子市 (平成 17 年度：図書館の建て替えを機に廃止)
- ・海老名市 (平成 26 年度：図書館の大規模改修を機に廃止)
- ・横浜市 (平成 27 年度：利用者数の減少を理由に廃止を予定)

議案第 2 号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 1 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則

大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「第19条」の次に「その他関係法令」を加える。

第2条第2項及び第3項を削る。

第6条を第7条とする。

第5条中「第1条に定める」を「就学援助事業の」に、「達する」を「達成する」に、「就学援助事業」を「当該事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（援助費目等）」に改め、同条第1項中「対象者の児童又は生徒の就学に」を「次に掲げる費目の中から」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 体育実技用具費
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) 修学旅行費
- (7) 通学費
- (8) 学校給食費
- (9) めがね購入費及びこれに伴う検眼料
- (10) 医療費

第3条第2項中「方法及び内容」を「内容及び支給方法」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（認定）

第3条 教育委員会は、前条の規定により対象者の認定を行う場合は、前条第1号に掲げる者については公簿により、同条第2号に掲げる者については教育委員会が別に定める申請書を提出させ、その内容を審査することにより、これを行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の適否を決定したときは、その旨を通知するものとする。

3 前項の認定の有効期間は、認定した日の属する年度内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(大和市児童生徒医療費援助規則の廃止)

- 2 大和市児童生徒医療費援助規則（平成20年大和市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

大和市就学援助に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条その他関係法令の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事業（以下「就学援助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>(認定)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の規定により対象者の認定を行う場合は、前条第1号に掲げる者については公簿により、同条第2号に掲げる者については教育委員会が別に定める申請書を提出させ、その内容を審査することにより、これを行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により認定の適否を決定したときは、その旨を通知するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事業（以下「就学援助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。</p> <p>3 第1項に定める認定の効果は、当該年度についてのみ及ぶものとする。</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条その他関係法令の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事業（以下「就学援助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>(認定)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の規定により対象者の認定を行う場合は、前条第1号に掲げる者については公簿により、同条第2号に掲げる者については教育委員会が別に定める申請書を提出させ、その内容を審査することにより、これを行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により認定の適否を決定したときは、その旨を通知するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事業（以下「就学援助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。</p> <p>3 第1項に定める認定の効果は、当該年度についてのみ及ぶものとする。</p>

3 前項の認定の有効期間は、認定した日の属する年度内とする。

(援助費目等)

第4条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる費目の中から必要な援助を行うものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 体育実技用具費
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) 修学旅行費
- (7) 通学費
- (8) 学校給食費
- (9) めがね購入費及びこれに伴う検眼料
- (10) 医療費

2 前項に定める援助の内容及び支給方法は、別に定める。

(援助の廃止)

第5条 教育委員会は、対象者が第2条に定める要件に該当しなくなつたときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

(援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者の児童又は生徒の就学に必要な援助を行うものとする。

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

(援助の廃止)

第4条 教育委員会は、対象者が第2条第1項に定める要件に該当しなくなつたときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

<p>(周知)</p> <p>第6条 <u>就学援助事業の目的を達成するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校長は保護者に対し、当該事業の周知を図るものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (大和市児童生徒医療費援助規則の廃止) 2 大和市児童生徒医療費援助規則（平成20年大和市教育委員会規則第5号）は、廃止する。 	<p>(周知)</p> <p>第5条 <u>第1条に定める目的を達するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校長は保護者に対し、就学援助事業の周知を図るものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>
--	---

大和市就学援助に関する規則

平成20年3月27日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう事業（以下「就学援助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 就学援助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校又は中学校に就学している児童又は生徒の保護者で、以下の各号の一に該当すると教育委員会が認定した者とする。ただし、大和市特別支援教育就学奨励に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第4号）第2条第1項に定める就学奨励の対象となる者を除く。

- (1) 生活保護法第6条第2項による要保護者である保護者
- (2) 前号に準ずる程度に困窮していると認められる保護者

2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。

3 第1項に定める認定の効果は、当該年度についてのみ及ぶものとする。

(援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者の児童又は生徒の就学に必要な援助を行なうものとする。

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

(援助の廃止)

第4条 教育委員会は、対象者が第2条第1項に定める各号の一に該当しなくなったときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

(周知)

第5条 第1条に定める目的を達するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校長は保護者に対し、就学援助事業の周知を図るものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

大和市児童生徒医療費援助規則

平成20年3月27日教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、児童及び生徒が、感染性があり、又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかった場合に、当該疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う事業（以下「医療費援助事業」という。）について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 医療費援助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校又は中学校に就学している児童又は生徒の保護者で、以下の各号の一に該当すると教育委員会が認定した者とする。

- (1) 生活保護法第6条第2項による要保護者である保護者
- (2) 前号に準ずる程度に困窮していると認められる保護者

2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。

(援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、以下の各号に定める疾病にかかる必要な援助を行うものとする。

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び膿痂疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) う歯
- (6) 寄生虫病（虫卵保有を含む）

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

■大和市就学援助に関する規則の一部改正について

- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、事務の整理をする中で、関係規則を見直すこととしたもの。

主な改正内容

(1) 「大和市就学援助に関する規則」と「大和市児童生徒医療費援助規則」を一本化

- ・学校保健安全法第 24 条に基づく、学校病に対する「医療費援助」について、就学援助の一費目としての位置づけを分かりやすくするため、これまで分かれていた規則を一本化し、医療費援助規則は廃止することとした（附則）。

(2) 第 1 条の見出しを「目的」から「趣旨」に改正

- ・法律に基づく事業について必要な事項を定める内容の条文であるため、見出しを適切な表現に改めた。

(3) 第 3 条として「認定」を新たに規定

- ・認定行為を明確化するため、その方法を規定した。

(4) 第 4 条に援助費目を規定

- ・これまで「別に定める」としていた費目を規則で明文化することとした。
- ・学校保健安全法第 24 条による「医療費」を一費目として規定した。
※援助対象の疾病については、学校保健安全法施行令で定められているため、規則には記載せず、事務処理要領に記載することとした。

※その他、改正に合わせ文言の整理を行った。

■就学援助 関係法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（地方公共団体の援助）

第24条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- 2 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

学校保健安全法施行令（昭和33三十三年政令第174号）

（感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）

第8条 法第24条の政令で定める疾病は、次に掲げるものとする。

- 1 トラコーマ及び結膜炎
- 2 白癬、疥癬及び膿痂疹
- 3 中耳炎
- 4 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- 5 齲歯
- 6 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

議案第 3 号

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 1 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「規則は」の次に「、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき」を、「生徒」の次に「等」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第2条第1項中「又は生徒」を「若しくは生徒又は教育委員会が設置する通級指導教室に通う児童」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第6条を第7条とする。

第5条中「第1条に定める」を「この規則の」に、「達する」を「達成する」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第2条第1項」を「第2条」に、「各号の一」を「要件」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（援助費目等）」に改め、同条第1項中「対象者の児童又は生徒の就学に」を「次に掲げる費目の中から」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習費
- (4) 交流及び共同学習費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費

第3条第2項中「方法及び内容」を「内容及び支給方法」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（認定）

第3条 教育委員会は、前条の規定により対象者の認定を行う場合は、収入額・需要額調書を在籍する学校の校長を経由して提出させ、その内容を審査することにより、これを行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3

号) 第2条に規定する対象者に対しては、公簿により認定を行うことができる。

3 教育委員会は、前2項の規定により認定の適否を決定したときは、その旨を通知するものとする。

4 前項の認定の有効期間は、認定した日の属する年度内とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則 新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、大和市立の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒等の保護者の経済的な負担を軽減するため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事業（以下「就学奨励事業」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 就学奨励事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、<u>大和市立の小学校又は中学校に就学し、当該学校の特別支援学級に在籍している児童若しくは生徒又は教育委員会が設置する通級指導教室に通う児童の保護者で、教育委員会が認定した者とする。</u></p> <p>(認定)</p> <p>第3条 教育委員会は、<u>前条の規定により対象者の認定を行う場合は、</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大和市立の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう事業（以下「就学奨励事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 就学奨励事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校又は中学校に就学し、当該学校の特別支援学級に在籍している児童又は生徒の保護者で、教育委員会が認定した者とする。ただし、<u>大和市就学奨励に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）第2条第1項に定める就学奨励の対象となる者を除く。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。</u></p> <p>3 第1項に定める認定の効果は、<u>当該年度についてのみ及ぶものとする。</u></p>

収入額・需要額調書を在籍する学校の校長を経由して提出させ、その内容を審査することにより、これを行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）第2条に規定する対象者に対しては、公簿により認定を行うことができる。

3 教育委員会は、前2項の規定により認定の適否を決定したときは、その旨を通知するものとする。

4 前項の認定の有効期間は、認定した日の属する年度内とする。

(援助費目等)

第4条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる費目の中から必要な援助を行うものとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習費
- (4) 交流及び共同学習費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費

2 前項に定める援助の内容及び支給方法は、別に定める。

(援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者の児童又は生徒の就学に必要な援助を行なうものとする。

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

<p>(援助の廃止)</p> <p><u>第5条</u> 教育委員会は、対象者が<u>第2条</u>に定める要件に該当しなくなつたときは、前条に定める援助を廃止するものとする。</p> <p>(周知)</p> <p><u>第6条</u> <u>就学奨励事業の目的を達成するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校長は保護者に対し、当該事業の周知を図るものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(援助の廃止)</p> <p><u>第4条</u> 教育委員会は、対象者が<u>第2条第1項</u>に定める各号の二に該当しなくなつたときは、前条に定める援助を廃止するものとする。</p> <p>(周知)</p> <p><u>第5条</u> <u>第1条に定める目的を達するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校長は保護者に対し、就学奨励事業の周知を図るものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>
--	---

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則

平成20年3月27日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、大和市立の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう事業（以下「就学奨励事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 就学奨励事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校又は中学校に就学し、当該学校の特別支援学級に在籍している児童又は生徒の保護者で、教育委員会が認定した者とする。ただし、大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）第2条第1項に定める就学援助の対象となる者を除く。

2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。

3 第1項に定める認定の効果は、当該年度についてのみ及ぶものとする。

(援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者の児童又は生徒の就学に必要な援助を行なうものとする。

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

(援助の廃止)

第4条 教育委員会は、対象者が第2条第1項に定める各号の一に該当しなくなったときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

(周知)

第5条 第1条に定める目的を達するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校長は保護者に対し、就学奨励事業の周知を図るものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

■大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部改正について

- ・「大和市就学援助に関する規則」の一部改正に合わせ、事務の整理をする中で、本規則を見直すこととしたもの。

主な改正内容

(1) 第1条の見出しを「目的」から「趣旨」に改正し、基となる法律を記載

- ・「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に基づく事業であることを明確化した。
- ・法律の趣旨に基づく事業について必要な事項を定める内容の条文であるため、見出しを適切な表現に改めた。

(2) 第2条の対象者の文言を整理

- ・特別支援学級に在籍する児童・生徒の他、通常の学級に在籍しながら、市内3校に開設している通級指導教室（ことばの教室；林間小・草柳小・渋谷小）に通う児童の保護者も対象者となり得ることを明確化した。

(3) 第3条として「認定」を新たに規定

- ・認定行為を明確化するため、その方法を規定した。

(4) 第4条に援助費目を規定

- ・これまで「別に定める」としていた費目を規則で明文化することとした。

※その他、改正に合わせ文言の整理を行った。

■就学奨励 関係法令

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

議案第4号

平成27年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について

平成27年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成28年1月28日提出

大和市教育局

教育長 柿本 隆夫